



小規模事業者持続化補助金の解説 (経済産業省施策)

経営革新等支援機関
首里社会保険労務士法人

令和2年10月



～小規模事業者持続化補助金（経済産業省施策）～

この補助金は「採択型（＝計画を提出し選ばれた会社のみが利用できる）」の補助金です。

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人（以下「小規模事業者等」という。）が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、小規模事業者等が取り組む「**販路開拓等の取組の経費の一部**」を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とする補助金。

本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な「**販路開拓等の取組**」や、あわせて行う「**業務効率化の取組**」を支援するため、

販路開拓等の取組・・・ホームページを作り広告宣伝を行い予約受付する。チラシを作り広告宣伝を行う

業務効率化の取組・・・料理ロボットを入れる、販売管理システムを入れる、カウンター席を増やしお客が増えるようにする。

原則 50万円を上限に補助（補助率：2／3 特別枠3/4）

（創業（2020年1月以降創業）・コロナ特別型の場合は

100万円が上限 +事業再開枠50万円）

【コロナ型】締め切り：令和3年12月10日（必着） に募集あり。

【一般型】締め切り：令和3年2月5日（消印有効） に募集あり。



～小規模事業者持続化補助金（経済産業省施策）～

（令和2年度の特例）

- ◆また、今回の公募にあたっては、政策上の観点から、
 - ①新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けながらも販路開拓等に取り組む事業者
 - ②賃上げに取り組む事業者
 - ③計画的に事業承継に取り組む事業者
 - ④経営力の向上を図っている事業者（**経営力向上計画**）
 - ⑤地域の特性・強みを生かして高い付加価値を創出し、地域経済への影響力が大きく、その担い手となりうる事業に取り組むことが期待される企業として経済産業省が選定した事業者等
 - ⑥過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓等に取り組む事業者
- ◆計画の作成や販路開拓等の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます。
- ◆申し込み受付窓口は**商工会議所、商工会**となります。（郵送、電子申請）
- ◆小規模企業の定義・・・従業員が サービス業・商業 5名以下 その他 20名以下



小規模事業者持続化補助金特別枠

◆「特別枠」のA～C類型

【特別枠の申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

- 類型 A : サプライチェーンの毀損への対応 (2/3助成)

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

(例 : 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

- 類型 B : 非対面型ビジネスモデルへの転換 (3/4助成)

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

(例 : 店舗販売から E C 販売へのシフト、V R・オンラインによるサービス提供)

- 類型 C : テレワーク環境の整備 (3/4助成)

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

(例 : W E B 会議システム、シンクライアントシステム等の導入)

◆「事業再開枠」(50万円)

【事業再開枠の経費助成対象】

- 消毒、マスク、清掃
- 飛沫防止対策 (アクリル板・透明ビニールシート等)
- 換気設備
- その他衛生管理 (クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等)
- 掲示・アナウンス (従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの)

コロナ型・・・**非対面ビジネスモデル**
転換が明確でないを通りにくい
一般型・・・事業を**持続**していくための
「販路開拓」施策



～小規模事業者持続化補助金（経済産業省施策）～

➤ 経費として認められる費目

① 機械装置等費、② 広報費、③ 展示会等出展費、④ 旅費、⑤ 開発費、⑥ 資料購入費、⑦ 雑役務費、⑧ 借料、⑨ 専門家謝金、⑩ 専門家旅費、⑪ 設備処分費、⑫ 委託費、⑬ 外注費

➤ いつまでに事業を終えるか？

【コロナ特別対応型】 （すでに使った費用もOK）

交付決定日（※令和2年2月18日まで遡及可能）から令和3年10月31日まで事業終了し、支給申請を令和3年11月10日まで

【一般型】 （交付決定後に行った施策のみ）

交付決定日から令和3年11月30日までに終了し（経費の支払いを含む）、令和3年12月10日までに支給申請

計画策定費用

着手金 **5万円** 成功報酬 **15%**（交付決定時）



小規模事業者持続化補助金

融資もしっかり利用しながら

着実に利用していきましょう

首里社会保険労務士法人より